

平成24年5月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成24年5月24日（木曜日）午後2時30分から午後3時35分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第30号） 相模原市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部を改正する規則について（生涯学習部）

日程第 2（議案第31号） 相模原市立図書館協議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 3（議案第32号） 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 4（議案第33号） 相模原市スポーツ推進委員の人事について（生涯学習部）

日程第 5（議案第34号） 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について（教育環境部）

日程第 6（議案第35号） 相模原市就学指導委員会委員の人事について（学校教育部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 大 山 宜 秀

○説明のために出席した者

教 育 局 長	白 井 誠 一	教 育 環 境 部 長	大 貫 守
学 校 教 育 部 長	小 泉 和 義	生 涯 学 習 部 長	小 野 沢 敦 夫
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	林 孝	教 育 総 務 室 担 当 課 長	細 谷 正 行
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	鈴 木 英 之	学 校 保 健 課 担 当 課 長	中 嶋 成 享
学 校 教 育 課 担 当 課 長	齋 藤 嘉 一	生 涯 学 習 部 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長	八 木 博
ス ポ ー ツ 課 総 括 副 主 幹	宮 崎 信 広	生 涯 学 習 部 参 事 兼 図 書 館 長	小 野 栄 治

○事務局職員出席者

教 育 総 務 室 主 査	井 上 大 輔	教 育 総 務 室 主 任	越 田 進 之 介
---------------	---------	---------------	-----------

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に私、溝口と斎藤委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□相模原市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 それでは議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 30 号、相模原市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小野沢生涯学習部長 それでは、議案第 30 号、相模原市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

お手元の議案書の裏面をご覧ください。

本議案は、視聴覚ライブラリーの休館日等を原則、図書館と同様とするための規定の改正、その他所要の改正をいたしたくご提案するものでございます。

改正の概要につきましては、議案第 30 号、関係資料 2 をご覧いただきたいと存じます。

1 の改正の内容でございますが、(1) 視聴覚ライブラリーの休館日につきましては、原則図書館と統一するものでございます。現在、視聴覚ライブラリーの休館日は、毎週月曜日及び原則国民の祝日の翌日としておりますが、今回の改正により、休館日は年末年始を除き原則月曜日となり、月曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日になるものでございます。この改正により、年間の開館日は 10 日ほど増える予定でございます。

(2) 視聴覚ライブラリーの開館時間につきましては、今まで受付を行っていなかった

正午から午後1時までを新たに開館時間とするものでございます。

(3) 視聴覚ライブラリーの開館時間等の周知につきましては、開館時間、休館日または開館日を変更するときは、あらかじめその旨を告示する等、市民への周知について規則で規定することとしたものでございます。

2の施行期日でございますが、平成24年10月1日とするものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員長職務代理者 視聴覚ライブラリーですが、改正によって大分、市民の方々あるいは利用者にとっては非常に便利になったのかなという感じがしますが、何故ここで、図書館の規則と同様とするのかその根拠は何でしょうか。

○小野図書館長 視聴覚ライブラリーにつきましては、現在、図書館の2階に設置されておりますが、休館日、開館日が若干図書館と違っており、利用者にとっては非常に不便であるということです。

設置当時は学校教育団体の利用も多かったのですが、学校教育関係の視聴覚につきましては、総合学習センターの方に移っており、現在、学校教育団体よりも社会教育団体の利用者が多くなっています。最近、月曜日の祝日が多く、休館日となっており、社会教育団体の方が使いづらい現状となっています。

また、10月から図書館と視聴覚ライブラリーの委託が始まります。委託の目的につきましては、さらなる市民サービスの向上という観点がございますが、委託によって開館日を増やして市民サービスを向上させるということから、ここで休館日の規定を改正するものでございます。

◎溝口委員長 資料3というのがございますよね。下側の方に、3月21日については規則改正されると休館日ではなくなるのですね。そうすると、勤務などはどうなるのですか。

○小野図書館長 今までは、休日の翌日は休んでおりまして、それが今度は休日の翌日も開館日となりますけれども、職員は交代で休むということと、あと委託が開始されますので、委託業者も入りまして人数的には今より増えますので、勤務のローテーション的には問題なく進めると考えております。

◎溝口委員長 最初の資料2の(2)です。これは、現行は正午から1時までは受付をやら

ないという話ですね、この条文を読みますと。そうすると、その時間というのは職員の勤務はどうなっているのですか。職員も一緒に休んでいる。要するに、昼休みだから休むという、そういう感覚というか意図で、休みをとるためにこの時間はあけてあるということだったのですか。

○小野図書館長 今まで、正午から午後1時につきましては、規則上は受付をしないこととなっておりますけれども、やはり職員がいて、市民の方が来られたときに受付をしないということはできませんので、実際には、受付を行っておりますので、実態に合わせて規則改正を行うものです。

なお、10月から委託業者も入り人数も増えますので、昼の受付も無理なくできると考えております。

◎溝口委員長 私が聞きたいのは職員の勤務の体制との関係なのです。教育委員会事務局でも、昼休みは電気を消して休憩をとっています。そういうことからすると、現行の正午から午後1時までの間というのは、本来、休憩時間です。委託業者がいない場合には、そういう時間が今度は勤務になるわけでしょう。そういうところで、勤務の体制として何か問題は生じないですかということなのです。

○小野図書館長 10月からは正午から午後1時の間は窓口受付をしますけれども、この窓口受付はすべて委託業者が行いますので、この間、職員は休憩ができる状態です。

◎溝口委員長 そうすると、受付は開始時間から午後5時まで、全て委託業者にやってもらうのですか。

○小野図書館長 そういうふうに考えております。

◎溝口委員長 それでは、勤務上は全く問題ないということですね。わかりました。

ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第30号、相模原市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

□相模原市立図書館協議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第31号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小野沢生涯学習部長 それでは、議案第31号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてご説明申し上げます。

図書館協議会の委員につきましては、図書館法並びに相模原市立図書館条例の規定により、現在5名の方を委嘱いたしております。

今回の提案につきましては、先の教育委員会において社会教育の関係者1名から任期途中で辞職の申し出があり、これをご承認いただきましたが、後任といたしまして、相模原市公民館連絡協議会からご推薦いただきました田中勝年氏を5月25日付で委嘱するものでございます。

田中氏は現在、橋本公民館長でございます。なお、任期につきましては、前任者の残任期間で平成24年8月28日まででございます。

以上で、議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

確認なのですが、そうしますと、田中勝年氏が資料の2枚目の空欄にお名前が入るということですか。

○小野生涯学習部参事兼図書館長 そのとおりでございます。

◎溝口委員長 それでよろしいわけですね。

○小野図書館長 はい。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第31号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

□相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第32号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小野沢生涯学習部長 それでは、議案第32号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、中島道子氏から、任期途中ではございますが組織上の都合により辞職したい旨の申し出があったため、これを承認するとともに、辞職に伴う後任の委員を相模原市スポーツ推進審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委嘱いたしたく提案するものでございます。

それでは、辞職に伴う後任の委員につきましてご説明させていただきます。

後任の委員としてご提案させていただいております馬場宏一氏でございますが、平成24年5月25日付でご委嘱申し上げるもので、学識経験者として相模原市公立小中学校長会からご推薦をいただいております。現在、大野台小学校長でございます。スポーツ推進審議会委員の任期といたしましては、委嘱の日から2年でございます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

辞職する中島道子氏ですが、59歳ということで、定年退職を迎えられるということだと思っておりますけれども、こういう方は役職が終わる前におやめになっているわけですが、ほかの方もすべてその役職が終わる前に退職するようになっているのですか。要するに、委員になるときに役職を持っていたその資格が失われる、そうすると退職ということになるのでしょうか。それとも、その役職名が外れてもやっつけていけるのでしょうか。

○八木スポーツ課長 中島委員でございますけれども、市公立小中学校長会の副会長という役職からのご推薦でございますので、この会の方で副会長がかわるとということで、新たに今回、馬場氏が推薦されたということで、役職に基づいての委嘱替えという形になります。

◎溝口委員長 そうすると、ほかの委員もそうなのですか。

○八木スポーツ課長 スポーツ推進審議会委員につきましては、学識経験者、それと市民の代表の方、関係団体の代表の方ということでございますので、基本的には市民の方は2年間の期間がございますし、学識経験者の方も基本的には2年ということでございます。

ただ、関係団体の方で役職がかわったりしますと、委嘱替えという形になります。

◎大山委員 一般的なお話なのですが、スポーツ推進審議会には2名、公募市民という形で市民の方が審議会に入っているということですが、他の審議会などで公募市民を構成員とする場合の判断基準はあるのでしょうか。

○白井教育局長 市では、審議会のあり方に関する指針という市の定めを持ってございまして、その中に基本的にできるだけ公募委員を市民から募っていただくということが定められております。基本的には、こういった指針に則って可能な範囲内で、それぞれ審議会、委員会の特徴がございますから、必ずしも市民公募が入ることが適当でないというところももしかしたらあるのかもしれませんが、特にこの教育関係、スポーツ、文化などについては、当然、積極的に市民の主体的な活動でもございますから、こういった方々に入ってきて、そしてスポーツについて議論していただくということでございます。多分、今、多くの審議会で、この公募制というものを取り入れていると思っております。

◎溝口委員長 この15名のうち平成24年から委員になる方、平成24年と書いてある方が7名いらっしゃいますけれども、半分もかわってしまってよろしいのでしょうか。

○八木スポーツ課長 昨年の9月30日でスポーツ基本法が改正され、プロスポーツや障害者スポーツを振興するという事になったため、それらに対応するため、今までは10名の委員でございましたが、人数を5名増員し15名としたものでございます。

ただ、増員するのは、本年4月1日としまして、6名の方を委嘱いたしましたので、委員数が増えているということがございます。

また、今回のように推薦母体の役職変更に伴う辞職や委嘱などがございましたので、今回は多くの人数がかわっているという状況でございます。

◎斎藤委員 以前もご質問したかもしれないのですが、委嘱期間の履歴が、かなり短い方と長い方の差があるかと思うのですが、再任期間までという規定はないのですか。

○八木スポーツ課長 基本的には委嘱から2年という規定がございます。ただ、再任を妨げないということがございますので、長くやられる方もいますし、今回のようにもとの母体のところの役職がかわるとそこで終わりということになりますので、人それぞれによりま

して年数は違ってくるということでございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第32号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

□相模原市スポーツ推進委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程4、議案第33号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小野沢生涯学習部長 議案第33号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてご説明申し上げます。

本件は、相模原市スポーツ推進委員の人事につきまして、教育委員会へ提案するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づきまして、教育長において臨時に代理処理をさせていただきましたので、ご承認いただきたく提案するものでございます。

内容につきましては、平成25年3月までの任期でご委嘱申し上げておりました小室智委員から、任期途中の平成24年4月30日付で辞職したい旨の申し出があり、教育長において臨時に代理処理をさせていただいたものでございます。

以上で、議案第33号の説明は終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 それでは、ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 後任者の対応はどのようになっていますか。

○八木スポーツ課長 後任者はまだ決まってはいるのですが、公民館単位で決めているところでございますので、引き続き後任を探しているところでございます。

◎小林委員 今、選出区が相模台公民館とありますが、ここからという意味ではないのです

ね。

○八木スポーツ課長 相模台公民館所属の小室委員がおやめになるということですから、相模台公民館から選出するという形になります。

◎小林委員 そうですか。

◎斎藤委員 たしかスポーツ推進委員は、元の体育指導委員でございますね。それぞれの公民館ごとに定員があつて、たしか当初から欠員がある状況だと認識しているのですけれども、この方がおやめになることによって、欠員の状況と全体の状況等がわかったら教えていただきたいのですけれども。

○八木スポーツ課長 全体の定員といたしましては、253名なのですが、小室委員が辞めることによりまして、実人数が241名ということで、全体では12名の欠員ということでございます。

内訳を申しますと、一番多いところは、藤野地区が定員15名のところ12名ということで、3名の欠員ということになります。それから、ほかに陽光台公民館地区でございますが、定員8名のところ現員6名ということで、2名の欠員でございます。それから、大野南公民館地区が定員8名のところ現在5名ということでございまして、3名の欠員ということなんです。

なお、相模台公民館についてでございますが、10名の定員のところ9名ということで、1名欠員ということになります。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第33号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

□相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程5、議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫教育環境部長 議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてご説明申し上げます。

本結核対策委員会につきましては、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されるもので、医師をはじめ学校関係者の代表者から構成され、例年定期健康診断が終了した7月に委員会を開催し、学校医の判断及び精密検査の結果について審議しているものでございます。

本議案は、委員1名から任期途中において辞職したい旨の申し出があったため、これを承認し後任の委員を委嘱することが必要なため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定により提案いたすものでございます。

はじめに、辞職でございますが、市立小中学校の校長として委嘱申し上げておりました向陽小学校の小川瞬治氏から5月31日をもって辞職したい旨の申し出がございましたので、その承認をお願いするものでございます。

次に、委嘱でございますが、辞職される委員の後任として、市立小中学校の校長として根小屋小学校の林則久氏の委嘱をお願いするものでございます。任期につきましては、条例に基づき前任者の残任期間となることから、平成25年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

先ほど7月に開催というお話でしたが、7月だけですか。年1回で終わりですか。

○鈴木学校保健課長 基本的に小中学校結核対策委員会につきましては、本市の小中学校における結核対策の専門的な役割を果たす組織でございます。例年、7月に年1回、開催をしている状況です。各学校では6月末までに定期健康診断を行います。そこで、学校医が問診票あるいは検診の際に、これは精密検査に行った方がいいという判断をしたものについて、その後の精密検査の状況等も審議するものでございます。なお、昨年7月の段階で再検査を受けたのが31名、そのうち1名以外の方は精密検査を受けられて、その精密検査の結果、異常がなかったというご報告あるいは審議を申し上げました。

委員長からもお話のございました、例年、問題がなければ、ここで終了という形にさせていただきます。

◎溝口委員長 そうしますと、この対策委員会というのは、相模原市の児童生徒のすべての検診の結果、再検査する人と精密検査をする人を、該当者がいれば対策として話し合いをするということなのですか。

○鈴木学校保健課長 毎年、例年の定期健康診断の結果については、委員会の中でご報告させていただいております。ですから、例年、少なくとも1回については、委員会の開催をお願いしているものでございます。

それと、急遽また結核等が広がった場合には、別の理由で結核対策委員会を開催するという事もあると思っております。

◎溝口委員長 そうしますと、予防的な措置というのはとらないのでしょうか。要するに、結核の精密検査を一人以外の方は受けられて、これは異常なしということでしたけれども、知らない間に結核にかかっていたというような人も時々テレビに出てきたりします。そういうふうなことが起こらないような予防的な措置というのは、この結核対策委員会では行っていないということですか。

○鈴木学校保健課長 結核対策委員会の中では、結核検診の実施状況の把握ですとか、精密検査対象児童生徒の管理の方針あるいは患者発生時ということを審議させていただいておりますので、予防的な議論等はいたしてございません。

◎大山委員 補足させていただきます。学校における結核検診というのは、文部科学省から5～6年前に最初の指針が出まして、5つぐらいの項目にわたって出たのですが、その5年の間に学校の検診を実施しても、検診において実際に結核患者が出るというよりは、むしろ家族内の感染が多いということです。

それから、本年4月に文部科学省から新しい指針が出たのですが、海外の結核高蔓延国から帰国された方、これは毎年、文部科学省が地域を指定しております。その地域の指定を各学校に配布し、春先の学校検診のときに特にそこを重点的に検診するという事でございます。

実際に結核の患者は、一番多い例は家族内からということと、もう1つは、やはり教職員からです。相模原市で実際に起こった事例というのは、教職員から感染したことが過去にございました。そういった場合は、学校現場での結核対策というよりは、保健所が所管する対策委員会において、全体的に学校のサーベイランスというか、その辺の把握を行うなど実際的には保健所が中心になって行うこととなります。

5～6年前に始めたのですがけれども、学校検診の結果としては、引っかかってこないと

というのが実情です。それで、文部科学省は指針の項目を、例えば2週間咳が出ているということなどの精査をかなり絞ってやるというような形になってきました。高蔓延国から帰国の方は、やはり精密検査をしようということになりました。やはり結核高蔓延国から帰った方というのは、結核の発症は多いようでございます。というのが、この4月に変わった文部科学省からの指針でございます。この4月からは、そういったところに主眼を置いて検診を行っているというところでございます。

◎小林委員 これは任期が1年ですよね。再任制度はあるのですか。

○鈴木学校保健課長 附属機関の設置条例上、任期については1年という定めをさせていただきますが、補欠の委員につきましては、その前任者の残任期間となっております。

先ほど来、再任のお話が出ておりますが、市の方で決めました審議会のあり方に関する基本指針は、基本的には再任を妨げてございません。ただし、できれば原則としては残任期間が引き続き10年を超えないようにということが指針の中で謳われておりますので、それに則った形で対応してまいりたいと考えています。

◎小林委員 ちなみに、公立の小中学校長会からと養護研究部会からの推薦の方が4名入っておりますよね。今までこの方々も、毎年替わってきたのですか。

○鈴木学校保健課長 今回の12名の選出は、先ほども申し上げたような結核対策委員会の趣旨に沿って保健所長をはじめとした12名の委員をお願いしております。特に小中学校にかかわりますのが、小中学校の校長あるいは養護教諭の代表ということで、その会に対して推薦をお願いしたものでありますので、もしかして2年続けてということがございますし、あるいは毎年替わるというケースもございます。

◎小林委員 せっかく慣れたところで替わってしまうということについてはいかがなものでしょうか。

○鈴木学校保健課長 現在、今の委員の中では各団体に対して、どの方が適切か議論してご回答をいただくということになっております。

◎大山委員 実際に結核対策委員会に出席しているものとして、特に違和感は感じません。スムーズに進んでおります。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを原案どおり決

するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

□相模原市就学指導委員会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程6、議案第35号、相模原市就学指導委員会委員の人事ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第35号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてご説明申し上げます。

就学指導委員会は、障害等により教育的配慮を必要とする次年度就学予定幼児及び学齢期の児童生徒について、その状況や特性から適切な就学先を審議する機関でございまして、平成24年度からは附属機関の設置に関する条例の改正により、市の附属機関として位置付けられております。

本議案につきましては、相模原市就学指導委員会設置に伴い、委員14名を委嘱または任命が必要なため、ご承認いただきたく提案するものでございます。

委嘱する委員といたしましては、相模原市医師会より推薦を受けた医師として、今村正道氏、鏑木宏氏、清水正勝氏、矢島晴美氏、永井完侍氏の5名。学識経験者として福壽一雄氏、幼稚園関係者として桐生典明氏、保育園関係者として野呂まさよ氏、特別支援学校長として安藤正紀氏、羽中田正叔氏、正野文代氏の3名。小学校校長会代表として佐藤健司氏、田中秀典氏、中学校校長会代表として矢澤真司氏、以上の合計14名でございます。

なお、任期は1年でございます。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎齋藤委員 学識経験者という方がいらっしゃるようですけれども、どのような根拠に基づいてどんな方なのか、ちょっとご説明いただけるとありがたいです。

○齋藤学校教育課担当課長 福壽氏につきましては、元市内小学校の校長先生を勤められて、現在、障害者支援センター松が丘園にお勤めいただいている方となっております。

- ◎齋藤委員 どのような学識を期待して、ご委嘱を差し上げているのかという点については。
- 齋藤学校教育課担当課長 小学校での経験をいかしていただくこと、現在、松が丘園でご活躍いただいているところをもって、ご審議にご意見等をいただいでいくというような形でお願いしているところでございます。
- ◎齋藤委員 そうしますと、学校現場だけではなく、福祉という立場でのご意見をいただくところが主であると。
- 齋藤学校教育課担当課長 はい。
- ◎溝口委員長 就学指導委員会は年に何回ぐらい開催するのですか。
- 齋藤学校教育課担当課長 年6回開催しておりますが、1回目につきましては、委嘱をさせていただきます、実際の審議については8月から12月まで各月に1回で、計5回を予定しております。
- ◎溝口委員長 その8月から12月の間の委員会では、具体的にどんな審議になるのでしょうか。
- 齋藤学校教育課担当課長 各就学指導委員会を開催する前に専門部会を開催させていただきます。ウェルネスさがみはらを会場といたしまして、来年、就学予定のお子様と保護者の方にお越しいただき、専門部員がお子様の様子を見させていただくと、保護者の方のお話を伺うということをいたします。それをもとに、資料を作成、検討させていただいて、委員会へお諮りするという形になっております。
- ◎溝口委員長 そうしますと、専門部会の委員という方は、この就学指導委員会委員の中のどなたかがおやりになっているのですか。
- 齋藤学校教育課担当課長 就学指導委員会の委員ではなく、市の関係する所属の課の職員や小中学校の特別支援学級の担任、コーディネーター、市内保育園の先生方など84名の方をお願いしており、グループをつくらせていただき、毎月の就学指導委員会ごとに専門部会を開催させていただいております。
- ◎大山委員 今、言われたのは、就学指導委員会というよりは、就学前の相談会、専門部会のことですね。先ほど言われた8月から12月に行われる就学指導委員会の開催というのは、全体会議の1回の開催だけではないでしょうか。
- 齋藤学校教育課担当課長 就学指導委員会ということで、実際の審議は年5回開催させていただきます。
- ◎溝口委員長 専門部会が84人とおっしゃいましたけれども、84の方が全部児童生徒

をご覧になるのですか。

○齋藤学校教育課担当課長 全員の方が毎回という形ではなくて、毎回22～26名の方に来ていただき、3～4名のグループで、お一人のお子さん、保護者の方にご対応しているという形になります。

◎溝口委員長 3、4名ですと、例えば、レベル等が入りまじってしまうことはないのですか。

○齋藤学校教育課担当課長 就学相談を受付した後、保護者の希望により専門部会に来ていただくこととなります。その際、保護者のご都合を伺い専門部会を設定いたしますので、例えば、相談の主なところが肢体にある場合には、特別支援学校の肢体部門の方にも来ていただいております、そういった専門の方を担当とさせていただくなど事前に相談内容を把握した上で、状況に合わせて対応しております。

◎溝口委員長 そうすると、専門部会で審議した後、就学指導委員会にかけるわけですか。

○齋藤学校教育課担当課長 専門部会でお子様の様子を短い時間ですけれどもビデオを撮らせていただいて、それを編集し、就学指導委員会で見ていただき、資料と合わせた中で、お子様の就学先について審議をしていただいております。

◎溝口委員長 そうしますと、就学指導委員会の委員には、教育委員会の方はどなたもいらっしゃらないようすけれども、それはそれでかまわないのですか。

○齋藤学校教育課担当課長 学校教育課の教育支援班6名全員が事務局として参加をしております。

◎溝口委員長 就学指導委員会には、事務局として学校教育課の方が何人か出られているわけですね。

○齋藤学校教育課担当課長 はい。

◎齋藤委員 そうしますと、最終的にお子さんが通常の学級か特別支援学級かということを決めるのが、この委員会ということになりますでしょうか。

○齋藤学校教育課担当課長 委員会において、就学先について、どの学校、どの学級等がいかというご判断をさせていただき、その結果を保護者の方にお伝えし、そこから改めて相談をさせていただいて決めていくこととなりますので、決定というよりもむしろ、よりいいのはここであろうという判断を示させていただくというようなこととなります。

◎齋藤委員 最初から、保護者の方から特別支援学級でいきたいということであればここには上がってこないということですか。どちらにしたらいいですかという相談をしたものに

対して指導するということですか。

○齋藤学校教育課担当課長 通常の学級がいいのか、特別支援学級がいいのか、特別支援学校がいいのかと悩まれる保護者の方の相談になります。さらに、特別支援学校となりますと県立の学校になります。市の就学指導委員会を経た後に県の就学指導委員会に諮ることになりますので、特別支援学校がいいのか、特別支援学級がいいのかという方については、こちらを受けていただくということでお話をさせていただいておりますが、あくまでも保護者の方に、申し込みをしていただいているスタートになっております。

◎齋藤委員 現状では、通常の学級での指導が難しいということを保護者が認識している場合にはここを通るけれども、保護者が気がついていないものについては、この中には入ってこないのですか。

○齋藤学校教育課担当課長 委員がおっしゃられたような場合もあるかとは思いますが、様々な療育機関ですとか、各保育園、幼稚園等でも園の方から保護者の方とお話をさせていただいております。最近、様々なかわりのある中でご相談をさせていただいている方は増えている状況です。

就学指導委員会に諮るところまでいかない相談もたくさんいただいております。ご相談のみということですが、資料はきちんと作成をさせていただいて学校の方につなげさせていただいております。

最終的には保護者の方のお考えがありますので、委員がおっしゃられているように、状況としてはやはり通常の学級は厳しいのかなと思われていても、入学の際には通常の学級でスタートしたいという保護者のお考えがありますと、委員会には諮らずに通常の学級でスタートするという場合も現状としてはございます。

◎齋藤委員 そうした場合が、最近、非常に多様になっておりますし、例えば、スクールソーシャルワーカーですとか、臨床心理士、そういう方々のご参加については、今のところは考えていらっしゃるのですか。あと、児童相談所など社会的なところの方々が今、いらっやらないわけですね。医師と学校教育だけなのですから、それらの方々の参加というのは、今後どのように考えていらっしゃるのですか。

○齋藤学校教育課担当課長 委員の中には入っておりませんが、児童相談所の方にはオブザーバーとしてご出席をいただいておりますし、専門部員の中にも児童相談所の職員も入って対応させていただいており、できるだけ連携した中で取り組んでおります。

◎小林委員 6月1日付で14名の方々が今、委嘱予定になっておりますけれども、これは

先ほど説明があったように、次年度対応ですよね。それで、就学指導委員会の14名の方々が、最終的に一定の方向をお出しになるわけです。例えば、保護者から特に相談がない中で学校生活がスタートしたところ、年度途中で新たにうちの子はどうだろうという心配が出て、あるいは先生方の中からこの子どうかなど。逆に、うちの子はこの対象から外してほしいとか、いろいろな相談等が出てくると思うのです。そのときには、そういう子供達への対応について就学指導委員会はどうな動きをなさるのか。運営に関してのご質問ですがお願いしたいと思います。

○齋藤学校教育課担当課長 例えば、就学指導委員会で特別支援学級が「適」と判断をさせていただいたお子様が、特別支援学級で、個別の支援を受けながら生活をはじめ、力がついてきたところで通常の学級にというお話は、出てまいります。そういった場合、時間をかけてきちんと学校と教育委員会、学校教育課の私どももかかわらせていただいて、相談をさせていただくということですので、結果としては、特別支援学級でスタートされて通常の学級に戻られるお子様もいらっしゃいますし、逆に、通常の学級でスタートされて年度の途中で特別支援学級に入級されるというお子様もいらっしゃいます。

ただ、1年間をかけて就学相談をさせていただいておりますので、保護者の方にもご説明させていただいているところですが、様々な関係する者がかかわらせていただいていることから、判断結果については重く受け止めていただければというお話はさせていただきます。例えば今年度、特別支援学級が「適」というような形で判断をさせていただいた例で言いますと、特別支援学級でスタートした場合、通常の学級にというお話があった時には、時間をかけて相談をさせていただくことということになります。

また、学齢期のお子さんについても、新就学のお子様と同じように学校から相談を受けたものについては、就学指導委員会に諮らせていただき、就学先等を決めさせていただくこともやっております。

◎小林委員 そのうち、事例あるいは事案が起きるたびにこの14名の委員の組織の会が開かれて、方向性が論議されていいのではないですかとか、そういうものが出るのですか。

○齋藤学校教育課担当課長 そのたびというより年間の5回の中で、スケジュールに合わせて審議をさせていただいている状況でございます。

◎小林委員 そういう対象の児童生徒がいた場合に、このメンバーの方々が直接、お子さん方の様子を観察するとか、そういう機会は場面によってはあるのですか。

○齋藤学校教育課担当課長 現段階としては、委員の方が直接、お子さんを見られることは

ございません。

◎**大山委員** 確認なのですけれども、たしか2月に幾つかの委員会の位置づけが変わって、事務局ということで学校教育課の方々が委員から外れたということでしたね。

◎**岡本教育長** 以前は確か委員として学校教育課の職員が入っていたのでしょうか。

○**齋藤学校教育課担当課長** 学校教育課の職員はあくまでも事務局ということで委員の中には入っておりませんでした。

◎**岡本教育長** 事務局としての位置づけになったのは、今回からではないのですか。

○**齋藤学校教育課担当課長** 過去も事務局として参加しておりました。

◎**大山委員** メンバーとして入っていた気がいたしますが。

◎**岡本教育長** 大山委員がおっしゃるように、今までは学校教育課の指導主事が委員として入っていて、今年度から就学指導委員会の事務局として位置づけられたのではないのですか。説明をお願いします。

◎**大山委員** 何故、事務方が委員から抜けるのかということの経緯をお伺いしたかったのです。

○**齋藤学校教育課担当課長** 委員としてではなく、オブザーバーとなった者なのですけれども、市の関係者では、保育課長、障害福祉課長、南こども家庭相談課長、中央障害福祉相談課長、陽光園所長、中央保健センター所長、児童相談所担当課長、青少年相談センター所長という者が、昨年度までは市の関係者として委員として入っておりましたけれども、今年度からこの方たちがオブザーバーと位置づけられました。あくまで、学校教育課としては事務局ですので、そこは変わらずということになります。

◎**溝口委員長** それと確認ですけれども、事務局としては学校教育課の方々が入っていて、もう1グループという、そういう方々がオブザーバーとしていたのですか。もう一度そこだけ確認させてください。

○**齋藤学校教育課担当課長** 今、申し上げさせていただいた各課の所属長等については、昨年度までは委員として就学指導委員会に出席をいただいていたのですが、今年度からはオブザーバーとして参加をいただくこととなりました。委員会の中では、ご意見等をいただけるということで認識しております。

なお、学校教育課については、昨年度同様、事務局ということで出席をいたしております。

◎**齋藤委員** そうすると、先ほどの大山委員の質問で、何故その方々は委員から外れたので

すか。

○齋藤学校教育課担当課長 「相模原市審議会等の在り方に関する基本方針」の第5条の(5)におきまして、「法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、原則として、一般職の職員は審議会等の委員に選任しないものとする」との規定があり、この基本指針に基づきまして、一般職の職員は委員としては選出しないということにさせていただいたものでございます。

ただし、先ほどの繰り返しになってしまいますが、各課の所属長等からは、オブザーバーとして委員会の中で意見を伺えるということで認識しております。

◎溝口委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第35号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

◎溝口委員長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ここで次回の会議予定日を確認いたします。

次回は6月14日、木曜日、午後1時30分から当教育委員会室で開催する予定でございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は6月14日、木曜日、午後1時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

□閉 会

午後 3 時 3 5 分 閉会